

第6号議案

豊後大野市都市計画税条例の廃止について

豊後大野市都市計画税条例を廃止する条例を別紙のように定める。

平成29年2月24日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために市が課す目的税であるが、本税を充当しての事業計画が予定されていないことから条例を廃止することとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市都市計画税条例を廃止する条例

豊後大野市都市計画税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 67 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（豊後大野市税条例の一部改正）

- 2 豊後大野市税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 67 条第 3 項中「（次条第 4 項の規定によって都市計画税を併せて徴収する場合においては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）」を削る。

第 68 条第 4 項を削る。

第 69 条中「及び都市計画税額」を削る。